

災害廃棄物の受入先変更について

10月5日（月）から台風22号・23号による災害廃棄物の受入先を以下の通り変更します。
搬入には、災害廃棄物搬入申請書兼許可証（数量・回数制限あり）が必要となります。

身分証明書、り災・被災証明書、搬入する災害廃棄物の数量がわかる写真をお持ちのうえ、町役場環境係（1階4番窓口）までお越しください。

※災害廃棄物と認められない場合は発行できません。

※発行時は数日程度時間を要するため、事前にご申請ください。

●【建築系以外の災害廃棄物】被災した住居等から出た家具・家電等の粗大ごみ

受入場所	有明興業八丈島営業所（南原処理場）
受入期間	12月30日（水）まで
災害廃棄物搬入許可証 ※町役場環境係で発行	提示により、無償受入（回数・数量制限あり）
受付時間	午前9時～午後5時（正午～午後1時まで休止）
施設休業日	第1・3・5土曜日、日曜日

※許可証がない場合、通常の粗大ごみとして有料となります。

※テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫などの家電4品目も災害廃棄物搬入許可証が必要です。

●【建築系の災害廃棄物】

受入場所	有明興業八丈島営業所（南原処理場）
受入期間	12月30日（水）まで
災害廃棄物搬入許可証 ※町役場環境係で発行	提示により、無償受入（回数・数量制限あり）
受付時間	午前9時～午後5時（正午～午後1時まで休止）
施設休業日	第1・3・5土曜日、日曜日
受け入れ可能な廃棄物	建築系の災害廃棄物（木質系建材、プラ類、金属類、業務用家電、ガラス付きサッシ）

※搬入の際は、種類ごとに分別のうえ、係員の指示に従ってください。

※アスベスト含有の恐れがある屋根材、天井材、壁材はフレコンバッグなどの袋に入れて飛散防止対策のうえ、搬入してください。

※許可証は原本を提示してください。許可証と異なる廃棄物は原則有料処分となります。

●【建築系の災害廃棄物（コンクリートくず）】

■浅沼組碎石再生プラントに持ち込んでください。

※災害廃棄物搬入許可証が必要です。